

参 考 資 料

- 【資料１】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会会則
- 【資料２】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会推進体制
- 【資料３】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会総会から常任委員会への委任事項
- 【資料４】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
（宮崎県）輸送・交通基本方針
- 【資料５】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
（宮崎県）輸送・交通基本計画
- 【資料６】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
（宮崎県）警備・消防・防災基本方針

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会会則

令和 5 年 7 月 1 1 日
設 立 総 会 決 定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会（以下、「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会において、日南市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱又は任命する。

- (1) 日南市を代表する者
- (2) 日南市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- | | | |
|-----|------|---------|
| (1) | 会長 | 1 名 |
| (2) | 副会長 | 5 名以内 |
| (3) | 常任委員 | 3 5 名以内 |
| (4) | 監事 | 2 名 |

(役員を選任)

第 6 条 会長は、日南市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

（役員の職務）

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

（任期等）

第8条 委員及び役員（以下、「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

（顧問及び参与）

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

（会議の種類）

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

（1）総会

（2）常任委員会

（3）専門委員会

（総会）

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

（1）競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

（2）会則の制定及び改廃に関すること。

（3）事業計画及び事業報告に関すること。

（4）予算及び決算に関すること。

（5）常任委員会に委任する事項に関すること。

（6）その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わったものを含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
 - 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
 - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果必要に応じて次の総会に報告する。
 - （1）総会から委任された事項に関すること。
 - （2）専門委員会の設置及びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - （3）総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - （4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
 - 9 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、日南市産業経済部観光・スポーツ課内に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（経費）

第16条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

（委任）

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

（解散）

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

（施行期日）

1 この会則は、令和5年7月11日から施行する。

（経過措置）

2 準備委員会の令和5年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず前項に定める日から、令和6年3月31日までとする。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会推進体制

総会【審議・議決】 ※第11条関係

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 競技会の開催運営に関する基本方針 | (4) 予算及び決算 |
| (2) 会則の制定及び改廃 | (5) 常任委員会に委任する事項 |
| (3) 事業計画及び事業報告 | (6) その他重要な事項の審議・決定 |

委 任



報 告

常任委員会【審議・決定】 ※第12条関係

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 総会から委任された事項 | (3) 総会を招集するいとまがない緊急事項 |
| (2) 専門委員会の設置・付託・委任事項 | (4) その他委員長が必要と認める事項 |

付託・委任



報 告

専門委員会【調査・審議】 ※第13条関係

常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告

※第1回常任委員会にて審議・決定するため現段階では予定

- 総務企画委員会：総合計画、財務、広報、市民協働、歓迎、接伴など
- 競技式典委員会：競技会場、施設整備、式典など
- 宿泊衛生委員会：宿泊、医事、食品環境衛生など
- 輸送交通委員会：輸送、交通、警備、消防防災など

準備委員会事務局

日南市産業経済部観光・スポーツ課内

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

令和5年7月11日
第1回総会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会会則
第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 輸送・交通基本方針

令和 3 年 2 月 15 日
第 7 回常任委員会決定

第 81 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 26 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）及び一般観覧者の輸送については、道路及び交通の状況等に十分配慮しながら、安全かつ確実に行うものとする。

1 参加者の輸送

(1) 全国輸送

ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとする。

イ 県及び会場地市町村は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

(2) 開・閉会式の輸送

ア 開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町村、関係機関等の協力を得て実施する。

イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 競技会場の輸送

ア 国スポの競技会場における参加者の輸送については、会場地市町村が県及び関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を 2 市町村以上の会場で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町村が協議して実施する。

イ 障スポの競技会場における参加者の輸送については、県が実施する。

(4) 指定集合地の設定

県及び会場地市町村は、国スポの開・閉会式及び各競技会場における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バス、タクシーその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

2 一般観覧者の輸送

(1) 開・閉会式及び競技会場の輸送については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、バス・タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車での開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況に応じて必要な制限を行う。

3 車両等及び駐車場の確保

- (1) 参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。
- (2) 車両の確保については、ユニバーサルデザイン車両の確保に努めるとともに、障がい者等の移動に配慮する。
- (3) 県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

4 交通安全対策

県及び会場地市町村は、期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど、環境に配慮した運営に努める。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 輸送・交通基本計画

令和 4 年 2 月 14 日
第 9 回常任委員会決定

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町村、関係機関及び関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第 81 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 26 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の輸送・交通業務を円滑に推進する。

1 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送対象者は以下のとおりとする。

ア 大会参加者

- ① 選手・監督（障スポにおいては選手。以下同じ。）
- ② 都道府県選手団本部役員（障スポにおいては役員。以下同じ。）
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑪ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者等
- ⑫ その他、県又は会場地市町村が必要と認めた者

イ 一般観覧者

(2) 実施期間

[国スポ]

原則として開会式 3 日前から閉会式終了 1 日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町村が別に期間を定める。

[障スポ]

原則として開会式 2 日前から閉会式終了 1 日後までの間とする。

(3) 業務の範囲

ア 全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送及びその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定め、計画的に行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として概ね 2 km 未満の距離は行わない。

ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、必要があると認められる場合は、この限りではない。

2 全国輸送

(1) 全国輸送計画の策定

県は、全国から来県する大会参加者の全国輸送計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、各都道府県等に対する来会意向調査を実施する。

(2) 全国輸送の範囲

[国スポ]

各都道府県出発地から宿舍の間とする。

[障スポ]

各都道府県出発地から指定乗降地（全国から来県する選手及び役員等に示す来県・離県の際に利用する駅等をいう。以下同じ。）の間とする。

(3) 集合・解散の方法

大会参加者の全国輸送は、自由集合・自由解散（鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関又は自家用車等を利用して集合、解散することをいう。）とする。

なお、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機の機体変更等座席の確保、その他の輸送上の便宜が図られるよう、関係機関及び関係団体等に要請する。

(4) 指定下車駅及び指定乗降地の設定

[国スポ]

県が会場地市町村と協議の上、宿舍の最寄り駅等から1か所以上を指定下車駅として設定する。

[障スポ]

県が、来県の利便性、駅構内及び周辺のバス乗降状況、宿舍及び競技会場地へのアクセス等を勘案し、指定乗降地を設定する。

(5) 指定下車駅及び指定乗降地からの輸送

[国スポ]

指定下車駅と宿舍間の輸送は、輸送距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町村が行う。

[障スポ]

指定乗降地と宿舍間の輸送は、輸送距離、道路交通事情ならびに選手、役員等の参集方法を勘案し、県が行う。

(6) 輸送案内

[国スポ]

県が主要拠点に設置する総合案内所及び会場地市町村が指定下車駅等に設置する案内所において行う。

[障スポ]

県が指定乗降地に設置する総合案内所において行う。

3 開・閉会式輸送

(1) 開・閉会式輸送実施計画の策定

県は、式典に係る各種計画を十分に考慮し、開・閉会式輸送実施計画を策定する。

(2) 開・閉会式輸送の範囲

[国スポ]

選手・監督、都道府県選手団本部役員等の指定集合地（計画バス輸送の起点・終点となる宿舎近くのバス乗降が可能な場所をいう。以下同じ。）と開・閉会式会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。

[障スポ]

選手、役員等の宿舎又は指定集合地と開・閉会式会場及び競技会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

選手・監督、都道府県選手団本部役員等の計画輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人員及び道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議して指定集合地を設定する。

(4) 指定集合地と宿舎間の誘導

[国スポ]

指定集合地と宿舎が異なる場合は、指定集合地と宿舎間の誘導を会場地市町村が行い、指定集合地において県に引継ぎを行う。

(5) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関及び関係団体等と協議の上、計画輸送経路を設定する。

(6) 添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の把握及び事故発生等の緊急時における措置のため、原則として係員が添乗する。

(7) 一般観覧者の輸送

ア 公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅及び臨時駐車場等からのシャトルバスの運行など必要な措置を講じて、円滑な輸送に努める。

イ 自家用車での来場は、原則として認めない。ただし、開・閉会式会場の車椅子利用者等の輸送については、別途配慮する。

(8) 車両許可証の交付

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるように別に定める許可証を交付する。

4 競技会場地輸送

(1) 会場地市町村輸送・交通業務指針の策定

[国スポ]

会場地市町村の競技会場地輸送業務を推進するため、県は、会場地市町村輸送・交通業務指針を示し、業務の円滑な準備、運営に努める。

(2) 競技会場地輸送計画の策定

[国スポ]

会場地市町村輸送・交通業務指針に基づき、会場地市町村が競技会場地輸送計画を策定する。同一の競技が2市町村以上の会場地で行われる場合の選手・監督、都道府県選手団本部役員等の輸送は、関係市町村が協議の上、実施する。

[障スポ]

会場地市町村と調整を図り、県が競技会場地輸送計画を策定する。

5 円滑な輸送の実施

(1) 車両の確保

県及び会場地市町村は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要なバス及びタクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、緊急時に備えた予備車も含め、開・閉会式輸送及び競技会場地輸送に必要な車両台数を把握し、会場地市町村と協議の上、必要に応じて関係機関及び関係団体等に車両確保の協力を要請する。

(2) 公共交通機関の利用促進

県及び会場地市町村は、鉄道及び路線バスの増便・増発を要請するなど、関係機関及び関係団体等の協力を得て必要な輸送力の確保に努め、公共交通機関の利用促進を図る。

(3) 駐車場の確保

県及び会場地市町村は、道路交通事情や大会参加者及び一般観覧者の車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

(4) 交通安全対策

県及び会場地市町村は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、駐車場及び乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な対策を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施にあたっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置及び各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

(5) 実施に向けた取組

県は、各種調査を実施して、必要となる輸送力や輸送体制及び課題を把握し、解決に向けた対応策を講じるなど、関係機関及び関係団体等の協力を得て、円滑な輸送が実施できるように努める。

6 輸送本部の設置

県は、輸送・交通業務を円滑に遂行するため、輸送本部を設置する。

7 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については別に定める。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 警備・消防・防災基本方針

令和 5 年 2 月 1 日
第 11 回常任委員会決定

1 趣旨

第 81 回国民スポーツ大会及び第 26 回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という）における警備・消防・防災対策については、警察、消防、医療等の関係機関及び団体との緊密な連携のもとに、警備・消防・防災体制の確立を図り、安全かつ円滑な両大会の運営が行われるよう万全を期するものとする。

2 実施区分

(1) 警備対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等（以下「会場等」という。）における事件・事故防止を重点とした適切な警備に関する諸対策を講じる。

また、両大会期間中には、関係機関及び団体の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(2) 消防防災対策

会場等の火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

また、大会期間中の火災その他の災害予防及び発生時の被害軽減を図るため、関係機関及び団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図る。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

会場等での大規模災害及び突発重大事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

(4) 関係機関及び団体との連絡調整

県及び会場地市町村は、関係機関及び団体と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立し、警備・消防・防災対策の円滑な推進を図る。